

太宰管内志

豊後之四

直入郡

大野郡

和書門			
二九六〇一	二〇二	八二	類
號	函	冊	架

和書			
二九六〇一	二〇二	八二	類
號	冊	架	架

内閣文庫	
番號	和 29601
冊數	82 (77)
函號	176 44



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Blank page with a faint rectangular border and illegible text.

Blank page with a faint rectangular border and illegible text.

太宰管内志

豊後國四卷

直入郡

延喜式に豊後國直入郡あり。和名抄に豊後國直入奈保と

あり。書紀にも直入とあり。万葉集にも直入とあり。万名義ハ風土記ハ昔者郡東垂

水村有桑生之。其高極凌枝幹直美。俗名曰直桑村。後人改曰

直入郡是也。とあり。久老本に直桑を直生と依り。此方正

さよあす無水も桑木の誤あるべし。あきらの事くち

くハ此卷の十八丁垂木村の件よりハを考ふべし。重て按

て風土記解ハ後生直入郷を改て入田郷とす。よし。こ

細郷よつけろよし。いへきむ。い。う。あ。む。す。べ。て。お。の。国

の風土記と云そのまゝと云ふは残編とききかへてまごころハ
き事ども、まじき事見むひと其あゝろまべし。

さて此國の事の物見見えぬハ景行天皇紀も十二年冬
十月云云天皇初將討賊云云是時禱神則志賀神直入物部
神直入中臣神三神矣應永戰覽上卷も直入兵部丞親道云
云軍記略も文祿三年云云此時大谷以直入大分三郡之内
七万石与中川修理大夫秀成令居直入郡岡城給云云以中
川平右衛門為保護秀成祖父瀨兵衛初領攝品茨木之處於
江加戰死其子右衛門大夫亦於高麗陳戰死右衛門大夫子
即秀成也云云慶長五年以肥後國及豊後國直入大分二郡
内一万石賜加藤清政云云寛永九年依加藤清正之例以云

云直入大分二郡内二万石賜細川越中守忠興なぞありさ
て郡大様ハ風土記も直入郡郷肆所九里驛壹所和名抄も直
入郡三宅直入三宅已上三郷なり圖田帳も直入郡二百七十町高
三万五千八百七十九石五并入田郷朽網郷風土記解も直
入郡疆域幅員東抵天野郡界西抵肥後國阿蘇郡界南抵日
向國臼杵郡界北抵大分速見球珠三郡界東西五里餘南北
十二里許など見えぬ此郡土地廣しといへども平地少
くなし高三万五千八百石餘あり序も云龜山抄も直入郡
岡城ハ其初筑柴御曹子為朝城地とせんとしてかつく其城
を作きりしを其後緒方三郎惟義九郎判官義経を入むと

て是を修めて城とふせり故は是を義経設城といひ傳九
り其後ハ大友氏の一族九る志賀氏世々是を守りしを
天正の比武藏守鑑隆みと至て田原紹忍すねのりが護まもりて志賀
氏此城この離れあり其後中川家の居城と成り今いまいある
国人云直入郡内のにして九重と云處あり是ハ肥後國熊本
城より當國臼杵の方のは通小道のぢなり山中又廣き野原
もありこののちをぢの山の九重山の坊中とて天台派
の山伏のそむ處ありといひり此山の事大の物の見え
ぬ事のふりれむ委のしき事ハのありがぬ是等の事ハのか
ぬて委のしく考ふべし九重ハクジウと唱ふるのあり此
地肥後國のとなれる所のあるが肥後の
してハコノへと唱ふるのあり

○建男霜凝日子神社

延喜式に直入郡建男霜凝日子神社あり建男霜凝日子ハ

多祁表志毛古理比古とよむべし御名義建男ハ勇猛なる

男神に因て負せくるべし肥前國藤津郡武雄と云處に武

霜凝ハ霜の大にく結ぶ處にて負せあるべし此

阿蘇郡霜宮の件に委のくにきのまへあるをの聞き見て知べし

日子ハ彦のよて元のより男神のさて續後紀十三卷に兼和十年

九月甲辰豊後國直入郡无位健男霜凝并比咩神奉授從五

位下三代實録四十四卷に元慶七年九月二日授豊後國從

五位上建雄霜起神正五位下又此社神寶髭口銘文正豐

後國直入郡神原村健男霜凝日子神社背面に永和四戊午年

正月吉辰願主神孫日向國臼杵郡三田井小太郎十三歳

敬白。戸次軍談一卷。彦五瀬命則姥嶽大明神是大神氏ノ
 祖神ナリナドあり。龜山隨筆云。日向國三田井氏ハ尾形氏
 知リまざりしを。唐橋氏豊後國志述作の事よりて。委し
 くをのせしれありし時。神寶の鐸口出と。初て健男霜凝日
 子神社なる事。明らり。さて龜山隨筆云。健男霜凝日子神
 社ハ。直入郡入田郷神原村祖母嶽北麓岩窟中ニ在。彦五瀬
 命を祭て下宮と云。此社白雉二年創造の由。棟
 札ニ明らり。又白雉の旧材。今も尚残まり。此神祭ハ。二
 月初。寅日。六月廿六日。八月十三日。十四日。九月六日。十一月
 初。寅日。已上五度なり。神田一段二畝ハ。領主中川家ヨリ寄
 附志給り。神官相馬氏入田郷宮戸村ニ住。又神原村百

姓大神氏。此社の鍵預と称。と見えあり。近き比東國の細
 祖母嶽。辺ニ行く。白雉。旧材の事を聞し。又其初の社を解
 て。領主の命にて。云云の處ニ納たり。又其初の社を解
 く時。時合口ニ白雉二年ニ造営する由。書付てありしと
 云。又其時落散りて有し材木の破れなり。或家ニもあ
 見しを。少しを得ぬるなり。都の行脚。常足ニ見せぬる
 ハ。色赤くして。蘗枋木の如く。又やハ。なるもの
 なり。我國の木。なごり来ぬる物。なごり。あ
 む。我國の木。なごり見ぬるものなり。

○比咩神社

續後紀云。豊後國云云。比咩神奉授。從五位下とあり。比咩ハ
 妣賣と訓べし。御名義ハ。龜山隨筆云。直入郡比咩神社ハ。下
 宮。御神彦五瀬命の御祖母神豊玉姫を祭る。故神を比咩神
 と申し。山を祖母嶽と云とあり。常足按する。古書にも
 男神なるびて。比咩神と

のく唱ふるハ。皆妻神の事にして。御祖又御子などの上を
云る例をさく。聞えぬ事なれバ。あつゝもいふと思ひ
しり。國人の説なれを。しして。神社考五卷。日向國塩
田有富人。生一女。字曰華本。甚美。國中欲娶之。父擇對不聽。深
置後園屋。有年矣。一夕男子來。年可二十餘。与女私語。遂通焉。
男夜來。夙婦如此。踰月。侍婢告父母。父母問女。女有愧色。然不
知彼男所從來。母教女曰。彼人來。而曉還時。以針貫苧環。刺男
衣襟。其夜男又到。女取針。係其領。翌旦告事。父母指絲。尋之。遠
到日向豐後之堺。姬嶽大窟。窟中有痛吟之声。聞者大恐。父母
及女。立窟前。問焉。答曰。吾是華本之男也。今曉針中。吾願痛疼
甚。吾將死。不可。又見女。欲見其形。於是窟中大地出頭。甚可畏

也。其長不可知也。匍匐遂死穴中。是即姬嶽明神也。女有身。果
產一男。形健善走。脚多胼胝。入号曰靱大童。大童五世孫曰尾
形三郎伊能。伊能身有蛇尾迹。故名尾形。一作緒方。壽永二年。伊能
起兵。豐後到太宰府。与平氏相戰者。とあり。尾形の故由ハ。大
しき非なかり。古き傳説なれバ。先引奉つ。ハ元來尾形氏
て。源平盛衰記三十三卷。平家物語ハ卷も。見えぬ。此ハ神
社考の方文字少くして。便ゆけれハ。是を引出つ。さて。龜山
隨筆。緒方と云ハ。早く和名抄。見えぬ。郷名なるを。彼
緒方氏の系圖。よさ。よく作設て。其家祖を。或ハ堀川大納言
と。し。あるハ。枇杷丸大臣と。或ハ倭同三司と。するなど。後
世愚俗のそごなり。又。華本が大地。子を孕めり。し。故事も。既
ハ井沢長秀が俗説。并みも。見えぬ。又。緒方氏。彼社を。祖神
大三輪神。故事を取誤。するものなり。又。緒方氏。彼社を。祖神
と心得。誤ありし。り。緒方。推榮。至て。自。姫嶽大明
神と云。五文字を書て。奉りし。旗。二。旗。今。不。社。家。又。持。傳。へ

あり。又此處に地骨と云物もあれど。その中川家の先祖久
通公と云し殿の時。平けし地なれば。近きことなり。春木
此穴に入るとよく見し。又此の地頭骨ハ。穴。口。岩を穿て。社
を作ると是を納む神と凡。又其胸骨とて。百姓家も持るあり。
是を石の如く成りあり。其外も昔の地骨と云物ハ。あり
ことなしとあり。緒方系圖事ハ。な。大野郡緒方郷。件も
聊云べし。さてひそふ通ひ来る人の衣。糸をつけあり
と云故事ハ。大三輪神のこもあらば。肥前風上記松浦郡
襦振峯。件も見えあり。襦振峯事。肥前志三巻。委く又亀
辨へたり。その云事どもをむかむかべし。
山隨筆。豊後國祖母嶽神社ハ。下宮。日子神。對へて。上宮
と唱ふ。直入郡岡城より。祖母嶽麓まで。四里許。麓より山上
まで一里あり。下宮前より。山上に至る道あり。此山化て木
茂く。又高く秀あれむ。十餘里遠方よりよく見ゆ。此社祭
日。神官等事ハ。下宮。同じとあり。
和漢三才圖會。日向國
祖母嶽明神。在日向。與豊後

界社領八十石とあるハ。非なるべし。國人と問ふ。上宮も
社領のあり事ハ。いおどきうばと云。をべて。和漢三才圖會
の説。こよりなる事多りれバ。
見む人其心そべし。

○中臣神

景行天皇紀。十二年冬十月云云。天皇初將討賊。次于柏峽
大野。其野有石長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。天皇祈之曰。朕得
滅土蜘蛛者。將蹶茲石。如柏葉而峯焉。因蹶之。則如柏上於大
虛。故号其石曰踏石也。是時禱神。則志我神。直入物部神。直入
中臣神三神矣。
万葉十七の哥。とあり。中臣ハ。那珂登義と
奈加等義とあり。
むべし。
式。伊勢國桑名郡中臣
神社と云あり。
御名。義ハ。中臣氏の祖神也
して。後。名を初めぐして。負せたるなるべし。
書紀仲哀
卷。神功卷。

又、始めて中臣鳥賊津連云人見えあり。青柳大人の説も、景行紀なる中臣神ハ、児屋根命を祭り、物部神ハ、赤星を祭るなるべし。皇孫天降させし時の御伴の神連の旧蹟、いづれも筑紫にあるべき理なり。とりまけて日向大隅薩戸豊後等の内よりして、尋ぬべきなりといふも、さしなり。さて豊前志中巻中津郡中臣村、件云云事をも考合すべし。

さて風土記解野躰石云云此時所禱三神有直入中臣神。其

祠在朽網郷中野村。祭石為神。称石神明神。又龜山隨筆云、直

入郡石神祭ハ、毎年六月晦日あり。又十月十六日あり。あ

り。神官ハ世々望月を姓とし、社領なし。土地ハ中川家の領

なり。など見えあり。師の説云、金葉集、哥ハ逢六とを問石神

とあるを、書紀、通證云、直入、中臣神、下より引出あり。又書紀の

文面云、ト、於水上とあるなど、中臣神、由有て、聞ゆ、と云

是つれ也。石神社と云ハ、式云、河内國大縣郡也。見えあり。を

初として、其外も、多き神名なれば、いづれありむ。な不躰

石野件云、聊、見き、おへ、あるを考ふべし。

○直入物部神

景行天皇紀云、直入物部神云々とあり。物部ハ、毛乃々倍空

訓べし。和名抄云、近江國栗本郡物部、土佐國香美郡物部、い

トを一ツ落せ御名、義ハ、物部祖神あり。因て、後ハ負せと

るなるべし。式云、尾張國春日郡さて豊後國志云、直入物

部神社在朽網郷社家村鶴田。称叔山八幡宮。社家傳説曰、叔

山八幡宮祭赤星神。按旧事紀皇孫天降件、副五部人有筑紫

弦田物部等祖天津赤星。筑紫物部と云事ハ、龜山隨筆云、云

云、肥後豊後内、往々赤星姓あれば、社家傳説親しく聞ゆ。

さて此叔山八幡社ハ、毎年六月廿八日、十一月八日、兩度の
祭あり、社領なし、土地ハ中川家の領内なり、神官吉野氏、世
世同郡市村ニ住ス、など見えあり、己上、二神とも直入云
云とあるハ志我神直入、
地ノまさぬが故ニ、それと別々ニあめ
よ、かくハそのしあるなるべし。

○嵯峨天皇社

社記略ニ、豊後國直入郡朽網郷市村嵯峨天皇社云云、毎年
十月十五日、於当社行神保會云云、神官日野姓、此社ニ仕ス、
大友家代々献神馬、當大友政親之時、神馬放失、畢至大友義
鑑之時、彼馬現、鬼住黒嶽山、而不分晝夜、取食、往人及六畜等、
義鑑聞此事、將將黒嶽、大友家臣、大久保藏人、城後因幡、二人

乞請此事、夜中到黒嶽之麓、於今水越大草場待之、云云、自黒
嶽上馬、鬼飛來、襲城後、城後以長刀貫之、大久保亦放矢、吞羽
馬、鬼遂死、云云とあり、森氏云、嵯峨天皇社の祭を、かみげ市
と云ふ、祭、夜ニ參詣するもの、男女ともあふことあり、
万葉集九卷、小登、筑波嶺、為耀歌會、日作歌云云、耀歌者、東俗
語、曰、賀我比とあり、是彼耀歌會の遺風なるべしといへり、
耀歌會の事ハ、日田郡五馬媛社、件も云るを、かむらふべ
し、嵯峨天皇社の馬鬼の事ハ、九州治乱記にも見えあり、さ
て、かくげ市と云ハ、かの神保會の事なるあり、いまと委し
くも考へず、

○浄土院

豊鐘善鳴録云。叙豊國。百濟人性資俊邁慕風化而來。此時佛法未周。寓豊後民間。其旧址在于三宅郷木原。坂田慶雲山淨土院之廢址。蓋是也。とあり。此旧址事いさぐ委くも考へず。
風土記解補云。用明紀曰。二年天皇有病。詔曰。朕欲歸三寶。皇弟允穗皇子引豊國法師入内。元亨叙書曰。豊國法師史綱。其名蓋以國呼之云云とあり。否不考ふへし。

○弦田

舊事紀皇孫天降伴云。竺紫弦田物部等祖。天津赤星とあり。弦田ハ都留陀とよむべし。東鑑云。鶴田五郎と有る。否名義ハ列田の意なるべし。筑紫方言云。廣き田地をさして。都留と云なり。なり。をツルニユクとツルハなり。行きて上よむ引る如く。

豊後國志云。直入物部神社。朽網郷社。家村鶴田と云處。又在。赤星を祭由なれど。舊事紀弦田を。此處と定て引出つ。鶴田
と云ハ。諸國云。〇重て考ふる。小。旧事紀云。見えある。弦田物多き地名なり。部果して此國なるべきや。詳なるは。なをよく考ふべし。

○名欲山

万葉集九卷云。藤井連遷任上京時。娘子贈歌一首。

從明日者吾者孤悲牟奈名欲山石踏平之君我越去者

藤井連和歌一首。

命乎志麻勢久可願名欲山石踏平之復亦毛来武

つてあり。麻勢久ハ。麻仇支久毛を書きひがめあるものなるべし。さて龜山隨筆云。古傳説云。藤井連廣成と云人。

天正七年二月、豊後みと成て、直入郡三宅郷我鹿に住せしと云とあり。名欲ハ、奈保理と訓べし。直入なり。龜山随筆云、壁ハ豊後國を十五に分ちて、其内、十二三八山なり。故に毎郡山多し。直入郡朽綱山、三宅山、廻嶽、神原、倉木山、小松尾山など、何と名高し。此内三宅山を彼名欲山なるべき。此山形勢も美しく、石踏之とよめろよもかなひて、直入郡より大分郡國府に通ふ道筋の便もよろしとあり。

○柏原郷

風土記云、直入郡柏原郷。在郡南。昔者此郷、柏樹多生、因曰柏原郷とあり。柏原ハ、加之波々良と訓へし。和名抄云、駿河國駿河郡柏原、加之波々

良などもあり、又カシハラともよむべし。されども、なるハ今も正しく、カシハラとも唱ふる由なれば、志のよむつきて、風土記解云、柏原郷、按郡之西南郷名、今尚存、よと方俗所稱、柏樹、楢及榊等也。楢、今尚多生焉。など見えあり。此柏原ハ、景行天皇紀、又風土記云、柏峽大野とあり、處々聞えあり。

○蹶石野

風土記云、直入郡蹶石野。在柏原郷之中。纏向日代宮御宇、天皇欲伐土蜘蛛賊、幸於柏峽大野。其野中有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸。天皇初曰、朕將滅此賊、當蹶茲石。譬如柏葉而萃矣。蹶之、騰如柏葉。因曰蹶石野。八雲御抄云、保武之と云石也。在日本紀、景行天皇传ちぐもろつ時、柏葉の如くあがり石なり。な

とあり。書紀ハホミシト假さて風土記解云。蹶石禁未詳

其所在。注云。柏原郷之中。恐非。蓋日本紀曰。柏峽大野。故断為

柏原。然柏原。寇賊所屯。於事理不可妄入。歛地。且蹶石。禱神也。

按日本紀。即留于来田。見邑。權興宮室居之。仍与群臣議討賊。

所謂蹶石。當在此地方。當時所禱三神。有直入中臣神。其祠在

朽細郷中野村。祭石為神。称石神明神。其石大小稍相近之。然

則蹶石野乃其地方。野而蹶石乃此石歟とあり。風土記解の

ハさる事なみ。石神明神を。景行天皇の祈給へる直入中

臣神と。やかて又天皇の蹶玉へる石。事なりと。そるハい

○祢疑野

景行天皇紀云。復將討打媛。徑度祢疑山。時賊虜之矢。横自山

射之。流於官軍前。如雨。天皇更返城原。而卜於水上。便勒兵。先

擊八田於祢疑野。而破云云。あり。祢疑ハ。尼藝と訓へし。名義

ハ。風土記云。直入郡祢疑野。在柏原郷南昔者纏向日代官御宇天

皇行幸之時。此野有土蜘蛛。名曰打媛八田國磨侶。天皇親欲

伐此賊。在茲野。慰勞兵衆。因謂祢疑野。是也とあり。一本磨侶

字あり。三風土記解云。祢疑野。按今郡西南曰管生村。其西有

小塚村。邑中有古塚。周圍十餘步。其上叢樹鬱茂。故名小墳。邑

土人云。昔者殺土蜘蛛。瘞之。故曰蜘蛛塚。其東三百步有祠。曰

祢疑野明神。奉祀景行天皇とあり。又豊後國志の説云。柏原郷池部村云。鬼岩屋と云

巖のあり懸崖絶壁高さ百餘尺にして前ハ溪流ニ臨み。岩穴の廣さ百人を入るべし所謂祢疑野の三賊打獲八田國磨呂等が磔居なりと見えあり。

○稻葉川

景行天皇紀云穿山排草襲石室土蜘蛛而破于稻葉川上悉

殺其黨とあり。稻葉ハ伊奈婆と訓べじ名義いさく考へ凡

毛ハ稻由ありて負せとるりさて國名の因幡也古事記

又ハ稻羽とあり。又和名抄云因幡國法義郡稻羽伊奈波とあり。さて古今

六帖哥云

稻葉川いさく終まいひはてバ流てせみも住トと

と云哥もあり。乃稻葉川をいさく。豊後國志云直入郡

稻葉川有二源其一云九重山西南谷過稻葉村南流成豊後

肥後界遠戸畑西南引漆津留水過米加又引一小流至阿鹿

野其一云九重山西南九山東南流過白舟又西流至阿鹿野

二水相會至古園又引一小流至坂田東會九重川為稻葉川

龜山隨筆云稻葉九重の二水合流きて飛田川となりて岡

城北を流て十川となる此末大野郡又入之。大野川となる

など見えあり。風工記解祢疑野件云云擊其黨類于稻葉

城原。祠後とある此水ハ何を指て云よや。聞

○城原

景行天皇紀云。天皇更返城原而ト於水上云云とあり。城原

ハ、裁波良と訓べし。名義ハ、木立の茂き處などにて負せし
 るべし。也。姓氏録云、河内國、神城原、神魂五世、孫大廣、目命之後
 さて東鑑二卷云、木原次郎盛實法師、緒方系圖云、城原五郎
 惟清なども見えぬり。肥後國益城郡云、木原村あり。風土記解宮處野件云
 云、又按、日本紀所云、城原、今作木原、相距二里半許、此地亦作
 祠、奉祀天皇、後世配祭應神天皇、稱八幡祠。同書補云、用明紀
詔曰、朕欲歸三寶、皇弟允穗皇子引豐國法師入内、元享秋書
曰、豐國法師、史闕其名、蓋以國呼之、豐鐘善鳴、錄曰、秋豐國、百
濟人、性資俊邁、慕風化而來、此時佛法未周、寓豐後民間、其豐
田址在于三宅、鄉木原、坂田慶雲山、淨土院之廢址、蓋是也。
 後國志云、城原、在三宅鄉木原村、云云などあり。木原八幡ハ
 ○来田見邑其一、谷山、西谷、海邊、寺田、本原、五郎

景行天皇紀云、云、留于来田見邑、權興宮室居之とあり。来
 田見ハ、久多美と訓べし。式云、因幡國八上郡久多美神社と云もあり。名義ハ、風土
 記云、直入郡球覃。在郡北。此村有泉、同天皇行幸之時、奉膳人擬
 炊於御飯、令汲泉水、即有地靈。謂於於是天皇勅曰、必将有鳧
 莫令汲用、因斯名曰鳧泉、因為名、今謂球覃鄉者、訛也とあり。
風土記解云、蛇一作地、按靈或作襲、或作盪、並非あり、さて解
本云ハ、炊字なり、又一本云、鳧を、爾とせり、さて球覃を、又多
美云、借りあり、ハ、二字とも、字音あり、覃ハ、タム、の音なる
を、そのムを、ミ、ニ、轉用ひあり、なり、又式云、伊勢國度會郡朽
羅神社、又出雲國楯逢郡玖潭神社、出雲風土記云、楯縫郡玖
潭郷など、皆タミ、なり、是等と、し、ラ、の来田見、由あり、事
云ハ、あふぬ、や、さて、圖田、慥云、直入郡、朽綱郷、四十町、領家
な、不考ふべし。
 清京寺、地頭職、朽綱兵衛、允泰親、善名、田北村、朽綱、号畑、頭書

以_レ朽網内正保郷村十二村為_レ田北名（おと）田北泰親藤原氏古庄重吉孫也親直重吉高院次官親能之子也

之_レあり又風土記解_レ史作來田見_レ万葉集作_レ朽網此注亦作

朽網今從之和名抄作來民誤混于肥後山鹿郡轉寫所致也

同書補_レ肥後人設江公正曰山鹿有_レ來民郷（ま）東自黑嶽今尚存矣然則前條所謂未詳何是

下阿蘇野嶺西至九重山下久住延亘五里餘是為_レ朽網郷（ま）

泉此泉今不知所在（下宮處野之）など見えあり（稻生云嵯峨天皇社）

條所_レ註之御供水或是欬未詳之

直入郡朽網郷市村（ま）あり（祭礼十月十五日天祭あり）神官日野姓あり又云松牟礼城（ま）朽網郷橋村（ま）あり又云朽網郷上重村（ま）松尾城（ま）古城あり

○救覃峯

風土記_レ直入郡救覃峯（ま）此峯頂火垣燎之（基有川云云）

之_レあり（又出雲風土記_レ意宇郡久多美山又）又万葉集十一

卷_レ寄物陳思作者未詳

朽網山夕居雲薄住者余將戀名公之目乎欲

仙覺抄_レ朽網山豊前八雲御抄（ま）くくく山豊前など見え

あり（仙覺抄_レ豊前とあるハ後を前_レ書誤あるものなり）

之_レ西南也郡南恐傳寫誤之球覃球覃同即朽網山万葉集所

詠_レ盖九重（ま）大船（ま）黒嶽（ま）三峯（ま）鼎峙而合其根（総謂之朽網山其高）

各一里餘（ま）火垣云云案垣諸本皆作垣或改作垣以基字

屬下文讀其義較通今從之九重山北有硫黄山常有鳴動如

雷黒烟接天多産硫黄甚精良蓋指之耶龜山隨筆云朽綱山
と云ハ九重天船黒岳の三峯のこゝあり。硫黄山も其内
なり。彼三峯の外よりしてハ硫黄三岐涌出の三山甚大なる
ものなり。是等ハ二十里西なる日田の地よりよく見ゆ
る山なり。さて九重山の巔ハ権現社と云ふのあり。何神を
祭りたりや志らば。又神池あり。昔より甚靈異ある池なり。同
筆云。岡城主中川山城守久清公。ある時九重山より狩して山
頂より休給ふ。彼山神池の異靈多き事を聞て。足輕より仰て。
試み此水を取しめ給ふ。さて足輕彼地水を法螺貝より入て。
来ぬ。ととる。いとよく打暗なる空。俄に曇りて風雨起
る。池波立騒ぎける。又あてて水を返す。由仰給ふ。彼
足輕水を初の池に返しけと。ハ。不どふく。凡雨やと。と。と。
の如く空も打暗なり。と云。又其時志むし。雨よ。峯も谷
も一時水。流を。と。足。の。つ。ぶ。し。よ。い。し。事。高。き。處。も。低。き。

處もひとしとなり。此池ハさばり。廣くも深くもあふ。凡
して。只上の窪も。水の溜りあるものなり。云々。今より四
十年。ばり。さき。安永の比。も。や。あり。けむ。玖珠郡湯坪村の
権師。鹿を割ふる血刀を。此池に。洗ひし。ば。其夜の内に。
池水。り。きて。二三町許上の方なる山のく。不。と。忽。一。ツ
の池。い。で。きて。初の池。ハ。永く水絶ぬ。今の池。よ。なり。て。も。
異靈ある事あり。岡城町。ハ。春木の友多。り。中。西。氏。後藤
氏。など。五。六。人。春の比。此山。よ。登。て。酒。な。ど。の。も。あ。る。が。醉。の
ま。ぎ。れ。も。着。の。食。さ。し。を。此池。に。投。入。れ。な。し。て。遊。び。け。る
も。忽。風。雨。起。り。露。立。こ。め。て。四。五。尺。許。さ。き。ハ。見。る。事。あ。は
ば。是。も。因。て。皆。い。こ。し。く。恐。て。山。を。遁。下。り。し。が。上。下。十。四。人。
別。を。な。り。て。晝。の。末。時。あり。夜。の。亥。時。ま。て。し。て。山。下。坊
獅鹿狼寺。又。歸。著。し。なり。と。自。語。せ。れ。し。なり。と。あり。ち。ふ。こ
も。云。猪。鹿。狼。寺。ハ。古。き。寺。なり。昔。鎌。倉。右。大。將。富。士。野。よ。狩。せ
む。と。て。梶。原。景。季。仁。田。忠。常。の。二。使。を。遣。は。し。て。ま。つ。阿。藤。大
宮。司。よ。狩。故。實。を。問。給。ふ。と。彼。二。使。阿。藤。よ。下。て。狩。故。實。を
學。得。て。阿。藤。よ。逃。き。豊。後。九。重。山。よ。し。て。試。狩。を。な。せ。り。此。時
あ。ま。く。の。猪。鹿。等。を。殺。せ。ば。と。て。それ。を。埋。こ。み。上。よ。寺。を
造。り。と。云。其。寺。今。も。あり。て。九。重。山。猪。鹿。狼。寺。と。り。ふ。此。二
使。の。狩。を。學。び。し。事。ハ。阿。藤。宮。旧。記。又。猪。鹿。狼。寺。旧。記。又。里。人

志の口碑はも残り。委くハ肥後志中巻云又豊後
二巻は田郡洋江山の細注は也。聊云を考べし。

○神川

風土記救罪此峯云云。基有川名曰神川。亦有二湯河。流會

神川とあり。神川ハ加美加波とよむべし。名義いまだ考へ

べ。式又山城國訊郡さて風土記解は。神川今日朽綱川。湯

原下流也。東北行三里許。為地生瀨。入大分郡。下文大分河

條曰。源出直入郡朽綱之峯是也。大分河事ハ六卷まゝ二湯

河。今日湯原河。一出黒嶽東。遶湯原村。一出大船山西。東北行

至湯原村東。二水相合為神川。此水道所經七里。田葛淵及湯

原等温泉。處處在焉。なとあり。龜山隨筆云。朽綱御地生瀨。淵領

主久清公。聞給ひと。足輕は命じて。是を平けしめ給ふ。先足
輕六十人。各五匁玉の鉄炮を持て。彼洲に向ふ。さて此瀧壺
の洲ハ。そふし下方。西岸よりいこしき岩さし出て。打重
り。ころ處あり。されを其岩下ハ。洞の如く。よして。上方より
さし。のそきて見らる。つゞ見ゆる。のよして。人のゆく
こら。あとはざる處なり。さて。かの洲。水ハ。洞の如くなる。處
を流き。下る事なり。こら。よ。彼是。輕等。筒先を下。方。又。向。て。
瀧壺を初め。洞の如くなる處。おでも打いる。事。半日。よ。及
て。幾千と云。事を志す。れ。され。ども。彼地。と。覺。し。き。物。も。見。え
ざり。り。れ。バ。領主も。足輕も。人家。も。下。り。て。志。バ。了。く。休。り。ひ。給
へ。ろ。よ。瀧壺。より。十二。三。町。許。下。の方。ハ。大地。流。来。あり。て。死
ある。由。里。人。来。あり。て。つ。づ。る。よ。皆。人。馳。付。て。見。ら。其。長。四。丈
許。の。地。龍。なり。願。下。り。腹。の。半。あ。て。ハ。薄。赤。く。頭。より。脊。筋
よ。さ。て。肩。の。辺。より。下。よ。鉄。炮。の。疵。七。處。あり。し。と。云。又。是。よ
り。さ。き。中。川。家の。士。森。田。氏。雉。子。搦。よ。と。て。春。の。末。つ。み。と。此
邊。よ。来。あり。し。よ。上。よ。云。ろ。か。如。く。な。る。地。龍。水。上。よ。浮。出。て。
遊。べ。ろ。を。是。も。鉄。炮。よ。て。只。一。発。よ。打。と。め。あり。と。云。さて。こ
ぬ。び。打。と。ぬ。ろ。毛。の。と。雌。雄。の。兩。地。い。と。古。く。あり。住。ま。し。と。見
云。地。生。瀨。と。い。ハ。名。も。此。兩。地。より。起。まり。し。なる。べ。し。と。見

元
久

○宮處野

風土記云直入郡宮處野同天皇景行天皇為征伐土蜘蛛之時

起行宮於此野是以名曰宮處野とあり宮處ハ美也古と訓

べし和名抄云豊前國京都美夜古などもあり又肥前國神

崎郡宮所美也止古呂ともあれど是處なるハ下ニ野

の字あれバ必ミヤトコロとさて風土記解云宮處野朽網

郷所在之野まゝ日本紀曰天皇即留來田見色權興宮室居

之即此也案其地名宮園在朽網郷市村蓋宮處宮園方音相

近土人就其地立祠奉祀而嵯峨帝祠亦在其近故後世相混

惟餘一祠草称嵯峨祠景行祠遂廢今詳旧址則宮園南有二

頃田俗相傳天皇敬避之處不敢糞穢其側有泉極清潔名御

供水衆皆畏敬なと見えあり嵯峨天皇社事ハ此卷の七

○海石榴市

風土記云大野郡海石榴市血田並在郡南昔者纏向日代宮御宇

天皇在球覃行宮仍欲誅氣石窟土蜘蛛而詔群臣伐採海柘

榴樹作椎為兵即簡猛卒授兵椎以穿山排草襲石室土蜘蛛

而悉誅殺流血没踝其作椎之處曰海石榴市亦流血之處曰

血田也とあり海石榴市ハ都婆伊知と訓べし和名抄七卷

勅倫及和名豆波木木各也楊氏漢語抄云海石榴和名上同

奉朝式等用之と見え又書紀云ハの事を書るよハツバ

キイチとよませ又武烈天皇紀推古天皇紀等ハ大和國海

石榴市事を云へる件よハ不ツバキイチとよませし

されハコトナラズ。志のあむべきりとも思ひありしりと。万葉集十二卷の哥ハ海石榴市之ハ十、爾立平之結紐子。解卷惜毛とあるを古本ともみ。ツバインチとよませ。又ハ雲御抄五卷ハ、伊は市とあるなとも因て、暫くツバインチとハ訓つ。かしら詞のつらひめ。同韻の字の重なるハ、元より可を省く事あれど、そハ餘韻の一言を省く例なれバ、其格ハ、えあふさるべし。されども古き物ハ、さる例もありしや。うまも覚ゆ。そハ、なにかさぬくもむらひべくなむ。

風土記解ハ、愚按古書残缺、自有錯簡、所謂海石榴市血田、當在直入郡祢疑野下。按今朽網郷稻葉村有海石榴山、蓋其旧址也。云云とあり。今風土記解の説ハ因て、此郡内ハ挙つ。

○血田ナダ

景行天皇紀ハ、採海石榴樹、作稚為兵。云云。悉殺其黨、血流至踝。故時人其作海石榴椎之處曰海石榴市、亦血流之處曰血

田也とあり。血田ハ知陀とよむべし。さて風土記解ハ、血田在柏原郷小塚村南、水田東西二十步、南北十餘步。田水赤色、為異耳。血田北有古冢、曰蜘蛛塚、殺賊所埋。其東有祢疑野祠、菅生山、史所謂祢疑山也。皆是歷々字陳迹也。混之于大野郡、誤也とあり。是ハ風土記解、説ハ依て、此郡内ハ挙つ。今ハて、此郡内ハ載ぬ。る。卷ハあり。

○垂水村

風土記ハ、昔者郡東垂水村、有桑生之。云云。名曰直桑村とあり。

又、全文ハ、此卷、一丁垂水ハ、いさゞ、詳なり。青柳大人の説ハ、引出來り。

又、垂水村云云とあり。垂水ハ、桑木を書誤まりと、聞ゆ。垂水桑木字形相似と云き、ハ、さることなり。さて久老木

和名抄云直入郡直入郷あり名義ハ直入郡郡家を置きて
る處なるありをまくとよて是則凡土記よいへる直桑村にて此郷名
をむさて緒方系圖云直入四郎惟頭云云圖田牒云直入郡二
百七十町ノ内奉莊百町入田三十五町太宰府御神領地頭
職大友兵庫入道殿とあり因田牒内云落字又件乱まると
り見きて直入郡下ノ件を落しなると志ころもありと見ゆ
よき奉を得て考ふべし志ひて思ふ入田下ノ郷百二字
を落し風土記解云後世改直入曰入田也など見えり又
牒頭書云入田郷郡南ニ在て今八十一村を統ぶとあり山
隨筆云領主久清公ある時入田郷倉木山ノ狩し給ふ山ノ狩
の羊とかがしき比猪鹿七八十許つふなりて倉木山峯ノ
より静み出まるとあり猪人是を見く類み鉄炮を射のく
る脚もおとろくさまるとされむ領主もつれがよの常な

るぬを見く鉄炮をやむべき由數声さけび給ふ皆志づ
ありぬかくて皆人彼つふなりとる猪鹿をよく見ると其
中よえもいはば大なる白猪一ツありさて其前後の猪鹿
ハ白猪を打かこむやうよてつうを乱さばして漸く他山
ようつろ云云○稻主云直入郡入田郷云小松
あど見えあり尾城とて古城あり

○城貞寺

弘安圖田牒云城貞寺領二百七十餘町又大分郡高田莊二
百町内百八十町領家城貞寺地頭職三浦从殿玖珠郡長野
奉郷百町領家職城貞寺飯田郷奉莊領家職城貞寺とあり
京都九條北鳥丸の西ニ城貞寺あり此寺の領地と聞ゆと
ろを直入郡下田北村ニ城貞寺村ありてそ城貞寺云寺
有り云此事重て委く考ふべし

○竹田城

享和武鑑二卷系又中川本國攝津中川佐渡守源重清長子

中川瀨兵衛源清秀右衛門大夫秀政修理大夫秀成内膳正久

盛山城守久清佐渡守久恒因幡守久通内膳正久忠山城守

久慶實松平安藝守修理大夫久貞實松平伊豆守信視二男修理大夫久

持修理大夫久貴實松平甲斐守保光五男當主中川修理大夫久教柳

朝散大夫献上卷物五金馬代巳卯巳未酉亥四月參府詳領卷物五銀世

枚子寅辰四月御暇時献上正月御盃臺在著御禮二種一荷土用

葛寒朝上屋敷芝口一町目大子大阪中島築島伏見土橋禪

宗貝塚万年山青松寺七万四百四十石居城豊後大野郡岡

江戸より海陸二百七十一里十二丁本名竹田と云大坂より

又三統より大飼川八舟路七里半江戸慶長十年より差出

之高中川氏代々領之とあり國人説云正しく直入郡内な

る由云るに依て先此所より出づ慶長十年よりとあるも

善鳴録四巻又豊後刈高流寺桐谷井禪師者不知

何許人也慶長末年届本州竹田府近戸谷云云府主敬服有

時啓曰今為師營一招提師曰雨露不湿頭則足矣何求大廣

為府主不聽就七里灘經營禪宇延師住之即龍宝山高流寺

是也府主又於寺前新架虹橋以便問道也

○大野郡

延喜式、豊後國大野郡あり。和名抄、豊後國大野於保とあり。古ハ於保奴ト云名義ハ風土記、此郡所部悉皆原野。因斯名曰大野とあり。さて豊後大神朝臣系圖、大田田根子之命之後良臣始肥前守仁和二年二月豊後大神朝臣其子庶幾大野郡大領其子惟基大弥太俗稱較大弥太其嫡子惟房高千穂太郎二男惟季阿南次郎又号四穂田次郎三男惟則野尻三郎四男惟顯直入四郎五男惟清城原五郎六男惟通佐伯六郎又稱朽綱六郎七男惟平裨田七郎八男惟盛白杵八郎盛衰記作大弥次九男基平大野九郎云云惟隆子惟衡大六其子惟用大七其嫡子惟長次男惟隆白杵次郎

三男惟榮緒方三郎軍記略、保元比源為朝被配流于鎮西居豊後國大野郡梨子原云云建久比豊後國緒方一族大野九郎惟榮一説不受守護職号令因之合戰及度々東鑑二卷、大野六郎家基云云。圖田傑、大野太郎基直大神惟基之後大野九郎春基云云。隱徳太平記卅八卷、豊後國南郡藤北鑑之之男也。岳城主戸次伯耆守鑑連入道ハ大友の類葉よて親秀の次男戸次九衛門尉重秀の末孫なり。あ、時道雪納涼の為、庭中樹陰、高卧、多、暴雨忽おこり、雷火庭中を奔走を道雪早業の達者なり。側、有合、千鳥と云、刀を取て雷と覺、一、物を切、形ハ分明、な、さ、れ、ど、も、雷を伐、小、驗あり、け、れ、バ、其、刀を雷切と改名を道雪も雷の餘燼、よ、あ、て、ら、れ、て、身、体、あ、か、し、こ、損、ぜ、ら、れ、片、輪、者、よ、な、し、れ、よ、け、り、さ、る、よ、依、て、出、陳、の、時、も、駕、よ、乗、て、軍、士、を、下、知、せ、し、れ、り、と、あり、南、郡、ハ、大、野、郡、を、云、鑑、連、ハ、元、龜、元、年、筑、前、よ、移、て、立、花、城、主、と、な、し、見、え、多、り、さ、て、郡、大、様、ハ、風、を、其、義、子、立、花、統、虎、なり。

土記云。大野郡郷肆所。十一里。一驛貳所。烽壹所。烽壹所。風土記解。遺趾。廢未詳之。

和名。枚云。大野郡田口。大野。緒方。三重。已上四郷なり。圖田。牒云。大野

郡。八百七十町。一本九百。大野。莊。三重。郷。野。津。院。井。田。郷。緒。方

莊。已上二郷三莊なり。野。風土記解云。大野郡其疆域幅員。東

抵。海。部。郡。界。西。抵。直。入。郡。界。南。抵。日。石。杵。郡。界。北。抵。大。方。郡

界。東。西。十。一。里。餘。南。北。十。三。里。餘。な。ど。見。え。多。り。山。嶺。主。云。如。意

大野郡梨原組山よあり。山の高さ里より一里アリト云。本

尊觀音ナリ。此山ニ兩坊アリ。北之坊。東之坊ト号ス。真言宗

ナリ。其所ヲ鳥屋村ト云。又此村ニ鳥屋山城トテ古城アリ。

龜山。隨筆云。大野郡。大野川。とて。國中第一の大川あり。一

名ハ藤原川と云。此川直入郡より出て。東北に流れて。當郡

緒方。大野。兩郷の堺をマけて。横さまよ。郡中を流れて。而溪

の水を引て。大分郡の海に入。海よ入。處則鶴崎なり。此川

の。沈。墜。の。龍。と。云。も。あ。り。緒。方。大。野。二。郷。の。間。を。さ。し。て。む。ね

と大野川とハ云なり。又大野郡の内よ。古社ども多

し。今。其。旧。證。を。得。多。し。も。の。三。四。を。左。よ。引。出。つ。

○上津山八幡社

鳥居。銘文云。八幡宮。至德三年二月吉日。願主藤原朝臣親世

とあり。上津山八幡社ハ。大野郡大野郷。島村よあり。森春

樹云。上津山八幡社ハ。天長年中よ。由須原山の金龜和尚の

創造なりと云。一條院長。德三年十二月。三位大納言頼房命

トて。五節神事を行ハ。め。ら。る。し。時。の。書。あ。り。此。外。應。永。至

德。正。中。等。の。年。号。を。記。せ。し。の。あ。り。と。云。又。景。地。の。事。祭。田

神官等の事ハ。重て考ふべし。神官大野相模守と号也。

○大行事八幡社

大行事八幡社記。孝徳天皇大化元年八月降臨云云とあり。春樹云。大行事八幡社。木よて造せ。獸三雙あり。其一の背向。年号を記せり。大化元年と云までハ見え多れど。其下ハ消て見えぬ。今一ハ應永三十一年云云とあり。次ハ今ハ一ハ其後の物よして年号ハなし。又天明の比此社地より銅筒一を掘出せり。いもゆる経筒なり。さて此筒ハ文治丙午の年号あり。をべて古處なりといへりし。是も景地祭の神官等の事ハ重ねて考ふべし。大行事八幡社ハ大野郡緒方郷今山中村あり。

○中山八幡社

社記。大野郡野津院中山八幡社云云。春樹云。中山八幡社ハ御嶽社とも云。此社の神事ハ日田郡五馬媛社直入郡嶮天皇社の祭と同く古の耀歌會の餘風なり。土人曼をかかげ帝といふ。男より去ひて女よあふをつくりし云云といへり。の片田舎よてかゝぐると云なり。云云といへり。里人云。野津院の中山八幡社ハ野津市よりハ一里東北にありて大社なりと云へり。祭の神官景地等の事ハ重ねて考ふべし。耀歌會事ハ万葉集九卷よ登筑波嶺為耀歌會の作歌一首并短歌。鷲佳筑波乃山之裳羽服津乃其津乃上爾率而未通。女壯士之往集加賀布耀歌。尔他妻尔吾毛交半吾妻。尔他毛言向此山乎。牛掃神之從來不禁。行事叙今日耳。若目串毛勿見事毛咎莫。耀歌若東俗語曰賀我比とあり。先師説ハ賀我比ハかぐりあひと云事なり。ハ俗言此。社事ハ相謀をカングリアフと云なり。ハ先引出つ。

○西寒田神社

延喜式、大野郡西寒多神社あり。西寒多ハ、佐々牟太と訓

べし。西ハ古書、ひふらを今ハ其を佐ト轉多ク勢ヨ用此御名ハ地名ヨ

依て負せしヨナリ。式ヨ相模国足上郡寒田神社又殘冊風

本武尊也などもあり。こ、なるも地名ハと寒田なるを

依と一をそへて唱ふるハ山を佐也万野を佐奴など唱ふ

田例なり。さるを土俗の傳ヨ東国ヨある寒田神社を東寒

田と唱へ豊後ヨあるを西寒多と唱ふなど云へるハい

言なり。また三代實録十卷ヨ貞觀十一年三月廿二日豊

後國死位西寒多神後五位下とあり。さて龜山隨筆ヨ西寒

多神社ハ初大野郡野津莊寒田村ヨあり。相傳云大友能直

十世孫式部大輔親世應永七年上洛の後將軍義滿公の寵

を得て後四位下九筋節度使ヨ補せらる。親世此神を尊ぶ

あり。應永十年三月遂ヨ彼神社を其居城府内の南ヨ

移して其地を寒田と号くと云。是則大分郡植田郷寒田

なり。其榜額ヨ鎮國一宮西寒田神社とあり。其後大野郡寒

田の方ハヤ衰行て今ハ祭日の定もなく神官なども絶

て。僅ヨ一茅宇殘せらるのみなり。稻生云大野郡西寒田神社

居廻廊おどを建立す。祭禮九月廿一日あり。曰杵城主稻葉

伊豫守の祈願所とす。神官鶴峯但馬守是を奉仕す。

されバ神社ハ大分郡なるを正とし。地ハ大野郡なるを正

とせばし。大分郡寒田ハ今曰杵、稻葉家の領地とふる。府内

よりハ四里許東南ヨあり。二月八月兩度の大祭あり。神官

ハ佐藤氏なりとあり。さるを神同随筆ハ大野郡清田郷
そハ本宮山とて。聊なる山上あり。社ハ三間四方許と見
ゆ。その神體と云は鏡又佛像などなり。社のある地ハ
公領なり。此社又鏡預りと云はのあり。公領地の人なり。され
ども社人ハ古國府有て。府内領の人なり。此社ある處の
下方北ハ延岡領なり。山上ハ町四方ハ社の境内にして。諸
木生茂きり。延岡領の地。是も昔ハ府内領なり。と云。大分
郡寒田も。古ハ府内なり。今ハ延岡領となれり。さて今
の本宮より。今の寒田ハ北に當て。世四五町許あり。ま今
の寒田ハ。今の府内より二里南にあり。ななく考
ふべし。さて此西寒多神社。式ハ大野郡とあるを。見原氣の
大野ハ大方とあるべし。と云れしハ。委し。か。又西寒多
神社を。由原宮の事なり。と云れしハ。いよく誤なり。さ
て。元京人上田。百木が書る。と云は。豊後國西寒多神社を。由
原ハ幡の事と。そるえ。むげ。む。近世の事。も。あ。了。文
龜三手吉田。兼俱。御記。西寒多神社。名。於。原。大明神。とあり。と
いへ。ま。き。大。日本。國。一。宮。記。西寒田神社。号。大。宮。宮。崎。同
作也。又。各。柞。原。八。幡。豊。後。大。分。郡。隱。德。太。平。記。廿。卷
肥。前。國。合。我。の。所。早。田。次。郎。左。衛。門。と。あり。

風○志我神
景行天皇紀。十二年十月。天皇初將討賊。次于栢峽大野。云
云。是時禱神。則志我神直入物部神直。入中臣神三神矣。とあり。
又。志我ハ之賀と訓べし。御名ハ地。名。依て。負せ。多。なり。
是。神。直。入。中。臣。神。直。入。物。部。神。直。入。中。臣。神。三。神。矣。とあり。
初。ま。は。し。て。唱。へ。さ。る。な。り。と。め。ま。し。て。風。土。記。解。よ。
志我神在大野郡志賀村。称若宮八幡。龜山隨筆。志賀村若
宮八幡社ハ領主中川家より社領五石を寄附し給へり。又
六月廿九日。十一月十四日。十五日。此兩度。祭礼あり。神官
あり。竹内を姓と。氏。など見え。多。り。若宮八幡社を。古。の。志。我
なり。と。似。多。れ。と。さ。は。り。名。高。き。神。多。く。ハ。八。幡。又。天。神
と。なり。給。へ。り。中。比。よ。り。の。な。り。ひ。な。れ。バ。妨。あ。る。事。な。し。

二六

○桑原屯倉

安閑天皇紀云二年五月甲寅置豊國桑原屯倉とあり桑原ハ久波波良と訓べし和名也。大隅國桑原久波波良なり。名義ハ

桑原姓の人の住り處なり。姓氏録云左京諸蕃上桑原村主漢高祖七世孫萬德使

主之後也。又桑原直桑原史おど見えあり。何れも高祖の後なる由記せり。さて是等の姓より移れり地名とも。時ハ是れ又後名を初よまはして唱へり。其の地名もはれり。古よ桑木の多く生え居りて處よて負せり。むはよりり考ふべし。さて風土記解補云安閑紀所謂屯倉其一

有桑原屯倉。今在本郡大野御桑原邑。是其古址也とあり。

○網磯野

風土記云大野郡網磯在郡西南同天皇行幸之時此間有土蜘蛛

名曰小竹鹿奥調志努小竹鹿臣此土蜘蛛二人擬為御膳作

田獵其獵人声甚謹。天皇勅曰大鷲調阿那美須因斯曰大鷲野今

調網磯野記也とあり。風土記解小竹鹿奥下。注意之下有招字。又作拘。或説曰疑起之誤乎。補よ。

招者枳之誤。而奥訓曰意枳云云とあり。網磯ハ阿美之と訓べし。アハミヌのナレヨ移カマビスの略言なりとあるハ。さることなむ。

さて風土記解云網磯野按在郡之西北大野御所管六村。今

○三重驛

延喜式云豊後國三重駅あり。三重ハ美敷と訓べし。和名也。伊勢

國三重ハ美倍名義ハ三重姓の住り處よて負せり。とあり。姓古事記云。さて風土記解云案三重者今三重御三重市。見えあり。

云之並是古駅趾とあり。又神洞隨筆よ。大野郡三重市ハ野
津市より三里西南ヨあり。白杵より日向延岡武志加川ヨ
出ノ道筋なりとあり。又同隨筆よ。三重市ハ家敷三百軒許
明天皇古跡と云をのあり。又智山蓮乘寺として大寺あり。
和漢三才圖會よ。豊後国觀音寺在大野本尊十一面觀音行
基作。開基弘法大師とあり。觀音ハ此蓮乘寺の觀音を云な
也。さて此辺白杵領ヨして内山村の内なり。蓮乘寺の上山
ヨ千體藥師あり。又山王社あり。寺ヨハ經藏などもあり。又
蓮城寺の縁起ヨ秘佛二体ありて。一体ハ一寸八歩。閻府墮
金の觀音。今一体ハ毘首唱摩天作の千手
觀音なり。云云など見え多りとあり。

○小野駅

延喜式よ。豊後國小野駅あり。風土記よ。大野郡
小野ハ表奴
と訓べし。又ヲノとも訓べし。和名抄ヨ山名義ハ是も小野
城国愛宕郡小野平乃などあり。

姓住ヨし處おとよて頁せよ。小野姓ハ諸書ヨ多く見
皇別小野朝臣孝照天皇皇子天足彦国押人命之後也とあり。
又さてこの小野ハ山野の廣マ處ヨて頁せよ。よても
あつう。な不處のさ。さて風土記解よ。云云小野者。今字目郷
ををも考ふべし。小野市並是古駅趾とあり。神洞隨筆よ。豊後国七市と云事
小野市並是古駅趾とあり。あり。小野市ハ其内の一なり云
云とあり。字目郷ハもと三重郷を割て置し由なれバ。
三重小野兩駅の間さばうり遠くハあつら。

○田口郷

和名抄よ。大野郡田口郷あり。田口ハ多具知と訓へし。名義
ハ田口姓の住ヨし處などよて頁せよ。孝徳天皇紀ヨ。
推古御世家於大和国高市郡田口村仍号田口巨などあり。
姓氏録ヨ大京皇別田口朝臣石川朝臣同祖武内後。嶋。巨
さて九。菟。軍記ヨ豊後ノ士。風土記解ヨ。後世田口改井田圖
よ田口玄蕃と云人もあり。

田帳。大野郡井田郷八十町五段。地頭職相模三郎入道啟
 女子帳頭書。大野郡井田郷郡の東北に在て。今四十六村
 を統ぶなどあり。森氏云。大野郡井田郷。今も田口村あり。
 稲主云。鎧岳ハ大野郡井田郷内藤北組山
 又アリ。高キ事里ヨリ二十丁許アリ。山上ニ古城ノ跡アリ。
 リ。半町許ナルベシ。此所ノ古城里人モ戸次氏ノ旧居ナ
 リト云。戸次軍談一卷。戸次丹後守鎧連入道道雪ハ豊後
 藤北ノ城主ニテ。智勇相兼タル豪傑ノ武士ナリ。其先祖ハ
 大友家ト同ク。左近將監能直ヨリ出タリ。能直ノ嫡孫兵庫
 頭頼春ノ舎弟。左衛門尉重秀ヨリ十四代ノ後裔。常陸外親
 家ノ子ナリ。曾テ重秀戸次。莊ヲ賜リテ。城ヲ築キ。在任セシ
 依テ。戸次ヲ以テ氏トセリ云云。元龜元年藤北ノ城ヲ改
 獨子右近太夫鎮連ニ譲テ。立花ノ城ニ移リ。氏ヲ立花ト改
 後ヨリ藤北ニ引入テ。後敵將隆信ニ酒肴ヲ送ル事。戸次軍
 見談ノ三卷ニ

○大野郷

和名坂。大野郡大野郷あり。名義ハ。初メ云。ガ如シ。又大
 野郡。郡家を置キ。ノ處なる。さて圖田帳。大野郡大野
 莊三百町。一本三百餘町。領家三聖寺。中村七十六町。今數村。地頭
 職戸次二郎重頼。一本。戸次三郎重親。下村百町内。六十九町九段。小大
 野太郎基直女子相續。二十一町一段。三百步。基直妹相續。五
 町一段。三百步。同氏女善。修理亮廣衡妻死去後。子息鶴丸三
 町一段。大輔阿闍梨良慶。首書。按大友家譜。良慶親秀之八男。酒井寺院主也。大野酒井寺村。今
醍醐寺共。上村五十一町。内二十五町五段。今有上野村。横尾
 厄公局跡御所女房。首書。大友家譜。親秀之女有御所女房是乎。横尾厄公。能直之女有珍珠女房

若是 按察御局二十五町五段大和太郎一本兵衛入道孫鶴
九連校首書は平林本作入道連慶跡同鶴丸大和六郎大女親秀之弟時景也能直之六男兵衛尉大和守法名蓮景今一万田村志賀村云云帳首書は大野莊今又郷と云郡
北に在て百六村を統ふなと見えあり豊後国志略は酒
井寺と云寺後よりあり古孝子の感よ依て酒泉涌出せ
と云さて天平勝宝四年秋正覚此處よ来りて寺を創造
せり天台宗よして後より大友親秀の八男阿闍梨良慶寛元
二年より任職をかくて天正己来大よ奏きより一を領主中
川久清公此寺を修理して濟家禪宗とせり時ハ寛文六
年なり龜山隨筆よ豊後国志よ云大野郡醍醐寺の酒泉
の事ハ養老瀧の故事よよく似多し醍醐寺と号けしハ
山城国醍醐寺よ習へりなり彼所の寺の山よ甘泉あり
りよと云り云云鎮西八郎為朝大野郡梨子原よ来りし
事物よ見えし今大野郷よ梨子原村ありてそこよ為朝
の宅跡といふ物あり

○緒方郷

和名抄よ大野郡緒方郷あり緒方ハ表加多と訓べし名義
ハ小縣の意なり井田郷よ大形村と云もありといへり蛇尾形より起きりと云ハ元よりひが
なりさて平家物語八巻よ云云彼惟義と申ハ怖る者の未
みてう候けり縦ハ昔豊後國或片山里よ女有き或人の獨
娘夫もあらりける許ハ男夜々通ふ程よ云云東鑑二卷
よ豊後國住人緒方三郎惟能云云同書四巻よ豊後國住人
白杵二郎惟隆同緒方三郎惟榮者志源家之由云云宇佐大
鏡よ豊後國本封一佰煙大野郡五拾煙緒方莊是也お緒
方莊田數二百四十町佃十八野九段云云圖田帳よ緒方莊

二百八十町地頭職大友兵庫入道殿などあり又牒首書よ

緒方莊ハ郡西ヨ在テ百七村を統ぶトあり治乱記ヨ日向

座モウガヤフキアヘズノミコトノ皇子四人まハ日向の

第一ハ姨嶽大明神ト申テ大神氏の祖ナリ第二ハ日向の

高智保大神ヨシテ唯任氏の祖ナリ第三ハ豊前の石體權

現ヨシテ宇佐氏の祖ナリ第四ハ神武天皇ヨまハサテ今

の大神氏ト云ハ人皇六十代醍醐天皇の延喜十七年ハ勅

願ヨ依テ筑前国太宰府安樂寺御建立あるベキ旨ヨテ左

兵衛督藤原仲平卿の領地ナルハバ緒方莊ト云處ヨいま

ハ元ヨリ仲平卿の領地ナルハバ緒方莊ト云處ヨいま

安樂守造管の事を奉行し給ふ同十九年安樂寺成就セ

ラバ仲平卿帰洛して参内し給ふ其賞ヨシテ仲平卿權中

納言ヨ任ゼラルハ其後承平六年左大臣ヨ任ゼラレテ

枇杷左大臣ト号モ仲平卿豊後ヨいませハ内姫君一人設

置レハ成人の後容貌ヨ勝レハ母の寵愛淺クヤ

深閨ヨ年月を送ラレケバかりそめハ人の見ベキヤ

のありテ御身も只ナルハ誰人トなく夜な夜なヨひ来る

く成ヨケリ是則姨嶽大明神の御神體トぞ聞エハかくテ

姫君ハ程なく誕生セラレケル云々七歳ヨテ元服ヨテ大

太郎惟基トぞ申ケル誠ヨ弓矢打物取テ九国二島ヨ肩

ヲトぶ者ナシ是ヨリ大神氏トハ稱シケル此大神ヨ

子五人あり嫡子ハ三田井太郎政次二男緒方三郎惟秀三

男植田七郎惟衡四男大野八郎基平五男三郎九郎云々ト

あり初ヨ聊論ハガ如ク大地の子孫ナリト云ハ非ナ

ベテ此国ヨ大山多ク龍蛇ナドの多キことハ風土記を初

治乱記ヨ日向

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

日向の

七八丈圍五六尺よいなる。花の盛よは、共餘光深き谷の底まで
てりてりけと云。せよめづりし山なり。是ハ近比に唐橋
老人豊後国志と云書ものせむとて、田村氏等と山野を委
しく探りたりし時、此山よ登て、かの花おどをも、多しあり見
ありはされありとあり。又風土記解補よ云、緒方郷傾山
也。此山山勢高峻、至巔四里、周四七里餘、險隘無比。三峰此立、
中峰最高、上有大石如盤、可坐十人、是蓋古陵也。
西側一峰名尾尾平、云云とも見え多し。

○三重郷

和名抄よ、大野郡三重郷あり。又圖田帳よ、大野郡三重郷百
八十町、新田陸奥守殿、帳首書よ、三重郷内、兵海部郡佐伯蒲
戸者、佐伯氏世領也。其地多大山地形
最廣、遂為數村、今
稱、字曰郷、在郡南。又風土記解よ、大野郡云云、按和名抄所載
郷名云云、又割三重置字目、故為五郷、帳首書よ、大野郡三重
郷八、郡東よ在て、今七十二村を統ぶなど見え多し。
稻主云、大野郡三重郷松尾村よ
松尾城とて城跡あり。

○志賀村

東鑑十五卷よ、志賀七郎云云、同書四十卷よ、建長二年三月
一川造閑院殿雜掌事、其目錄云云、築地一本、志賀七郎跡な
とあり。志賀ハ之我と訓べし、名義いさ、考一代、近江国滋
賀郡あり。
さて景行天皇紀よ、志我神とあり。此
地、名を元よて、神よも負せよるなり。又圖田帳よ、大野郡
大野郷志賀村七十三町内、三十六町五段、訖摩別當能秀、首
書
よ、能秀、大友能直之子領、
肥後国訖摩山本二郡。同次郎時秀、法名
寂尊。同新三郎資秀、同
四郎太郎泰長配分、三十三町一段、小志賀太郎泰朝、法名
阿法。嫡
子蔵人太郎貞朝、貞親烏帽子継云云、首書よ、按大友家譜、能
直之十男、能郷者、志賀
氏之祖也、能郷、泰朝、貞朝等、居岡城、屬南朝、
有戦功、貞親者、賴泰、二男、大友第五世孫也。三町三段、大輔阿

關梨禪秀阿法之弟とあり。又帳首書大野郡志賀村今數村と

ありとあり。文書讓與相傳所領豐後國大野庄志賀村南

方在家田畠等并勲功賞事。一所泉名内大窪屋敷在田畠等一所

羽月屋敷在田畠等一所朝倉名内咲迫屋敷在田畠等一所津留屋敷

在田畠等一所定蓮房居屋敷。付大竹屋敷田畠等一所安岐郷内菊善

屋敷在田畠等一所筑前國三奈木庄内勲功地半分弥五郎兵衛入道給分

右件所領等者所讓与未子袈裟鶴丸也。於次第證文等者依

為類驗所副渡嫡子貞朝也。公家関東御公事番役已下合戰

事。可付摠領之手。不可有別旗蒙勲功之時者。當配分可令知

行。不可背嫡子之命。縱雖有可沙汰事。無左右不可及上訴。何

度可懇望也。於不背此義者觸事又摠領不可致違乱。雖載如

此子細嫡子又於不叙用者。可及上訴者也。然者相共深相忍。

向後無相違。可令進退領掌仍讓状如件。正安三年十二月廿

四。沙弥阿法在治乱記。天正の比志賀河内守鎮行あり。判此外も軍記も志賀氏往々見え多し。

○野津院

圖田帳大野郡國領野津院六十町地頭職野津五郎頼宗

法名阿一。首書。按大友家譜。頼宗者大友親とあり。野津ハ

秀弟五之子也。是称野津五郎法名阿一。乃部と訓べし。名義ハ廣野などありて負せし。軍記

略當國野津院任人柴田遠江入道紹安。叛大友家為薩广

方。於一族者子息左京進弟次郎柴田等意。同五右衛門。同八

郎。田北彦三郎。赤岑玄蕃。芦川大膳。工藤尾張守等。揃籠于星
 川城。而恣威猛。天正十四年十二月四日。佐伯太郎惟定。指向
 人数。攻撃之。城兵七八百。騎馳出合戦之處。討負引退。惟定付
 入取二三之丸。於是城中有返忠者。放火本丸。城兵悉散走。味
 方追討之。生擒九京進。同次郎。柴田等意。同五右衛門。同八郎
 宗麟。與感状于惟定。風土記解。大野郡云云。今又有野津莊
 者。按圖田帳。称野津院。属三重郷。然則曰三重之部内也。称院
 者。蓋古置城院之處。猶如肥後之菊池。速見。由布之類。既置城
 院之後。遂分爲一莊。よ、帳頭書。大野郡野津莊。今三重郷
 の東よ在て。七十二村をもふなごあり。
常足按。よ、風土
記解。よ、属三重郷云

云三重之部内也。とあるハ誤なり。弘安の比。早く一莊の如
 く別れ。よ、物なり。由布院。よ、准へて心得べし。其上四帳の如
 つ。び。よ、三重郷。野津院。井田郷。緒方莊。と只四行。よ、書多
 四行の下。よ、地頭職。も一人づ。よ、書。て四人なり。されむ其比
 なり。院と称。よ、弘安より先。つ。よ、ハ。何れの郷の内なり。し
 ろ。よ、野津に。よ、神洞。隨筆。よ、野津院の内。野津市より一里
 法を深く信。よ、を。よ、寺とて。聊なる寺あり。是ハ大友宗麟の時。邪
 を信。よ、若を。よ、盡く。つ。よ、な。ひ。て。よ、其。後。天。下。治。り。て。此。宗。奇
 皆埋。よ、多。よ、上。よ、門。後。宗。の。寺。を。つ。く。よ、今。の。了。仁。寺。を。れ。な
 り。よ、さて。此。處。より。二。三。里。の内。往。く。よ、クル。ス。バ。と。云。七。の。あ
 り。よ、そ。ハ。山。野。の内。よ、て。十。間。四。方。許。あり。よ、その。め。くり。よ、堤
 の。高。さ。三。尺。許。なる。よ、を。作。て。よ、其。ま。中。よ、石。を。立。よ、り。其。石
 の。上。ハ。く。が。よ、あり。て。手。水。鉢。よ、似。よ、り。是。か。の。つ。よ、行。ハ
 水。よ、く。ど。の。邪。法。を。行。ひ。よ、處。なり。と。語。つ。よ、ハ。よ、行。ハ
 と。よ、さ。る。よ、の。み。や。い。ろ。よ、と。心。得。が。よ、の。なり。と。見
 え。多。り。野津市ノ北。よ、ア。タ。リ。テ。吉野ノ市ト云所アリ。原大
 隅守が事コ、
 ヒクベシ、

水深不知幾十丈其崖上之石尖如鉞者多相連瀧水激之分
 作十三條其自石岡下者自遠方見之則如冰柱之連立至其
 下仰之則如雷霆之動地夏秋之比殊可賞觀次雌瀧若在北
 方大野矢田等之下流稱矢田河其水則為雌瀧其高十餘丈
 廣一文餘望之如懸匹練神洞隨筆云雌瀧の方ハ里人の説
 くよりて見ると五十間許もあるべし此水の落る處は秋
 の比なほど大なる鯨浮び出ることあり是も里人ハ長さ三
 間ありといへどよく見景行天皇紀所謂稻葉川之水亦与
 諸流合入此瀧自是下至大飼駅弥為大河通高瀬船此川至
 大分郡鶴崎三佐遂入海云云とあり龜山隨筆云近江比
 領主久清公沉墮瀧見
よもびて給へ瀧壺よ入て試給ふよいうなる物よやあり

けむ其土民を水底より引入て出さば領主大に怒て數千人
 よ負せて瀧の水を上方に堀流し瀧壺の水を汲みさし
 め給ふよ水ひることなしな三四間の晝夜をわらふ
 べ汲しめ給ふよ夜のうらより水ちと走り出て盡ること
 を積懸て火をふけ數百の大石を多く集めそれを多くの薪
 時よ淵底よ打てめさせ給ふよ淵水忽熱湯と成て湧あぶ
 る此時あまの魚斃死て浮出多し中よ常よことなる大
 魚もおなくありし人を取りたりとおふし物ハ遂よ
 出ばおなくありし人を取りたりとおふし物ハ遂よ
 給ひかりけれを急よ帰城し

○蓮城寺

三重郷内山村に蓮城寺とて古寺あり豊鍾善鳴録五巻に
 釈蓮城百濟國人少遊隋國服業于南嶽慧思大師云云時有
 日本豊州真名原後稱長若小五郎賣金三万兩寄天台山蓋

植福根也。惠思聞之，緬知長者有夙蘊，乃命城賣赤旃檀千手
眼瑠璃石藥師像，東渡城踰大洋，達長者宅，長者禮，城深發信
敬，乃結一字居之。城乃安二尊像，名曰有智山精舍。城又賣西
域無熱池，蓮實三顆，蓮殼鉢可容水數升者一口，而來長者鑿
池栽其蓮實，歷三周而生，其幹丈餘，葉赤白華，長者一日聞城
說祇園緣由，深慕聖蹟，乃就海部郡白杵庄深田村，深
田莊創祇陀療病施藥安養快樂五院，名曰紫雲山滿月寺。此
絕テ石佛ノミ
多ク残レリ。又建大山寺于豫州高濱般若寺于防州大圃
浦，各以城為始祖。時有兇賊竊城所奉藥師像，城深自慨歎，遂
修書餽金二万鎰，獻惠思，請差德僧而頒靈像。惠思乃命般若

峰隱悅，玉泉寺隱笑。

二人俱有大師稱。

拉大僧十五人

其名曰道玄、淨真、官良、弘珪、悲

眼慶休、俊覺、自尊、順良、聯善也。

沙弥三十人

并賣藥師弥勒寶頭盧像及降魔

釵名丙毛者，東渡。即敏達帝二年六月上旬也。城于長者邀之，

厚待。二師雅有賢德，譚以幽妙。城遂以般若託悅，以大山讓笑。

以推古帝二十四年八月十日，現疾聚徒屬，囑曰：吾寺觀音藥

師，二像威靈最熾，若有重惡邪欲之者，謾拜之，則或致凶祟。吾

終世後，固盪佛龕言畢，合掌而滅。豐聰大子讚城之德業，親書

蓮城寺額，寄之。其後有三僧來欲禮像，寺僧告以城之所囑，而

欲強開之，則一人嘔血，二人眼瞎，云云。長州州刈氏者，橘豐日

皇子之苗裔也，而其先出於豐州矣。其胤某嘗寫其所秘家譜

寄之智山馬。予前讀其書。則說智山之濫觴也。詳悉靡遺。予證其譜。敢叙城之事蹟。爾とあり。森氏云。三重御内山村辺。真野長者遺跡と云。物あり。真野長者と云者ハ。実よ在し人なるべし。俗説よ用明天皇。豊後國真野長者が娘玉世。姫を戀給ひしと云ハ。元よりみどりなる事よて。時。郡司。かの長者が娘を采女などよ奉れよを。誤傳へよなるべし。郡司など娘を采女よ奉る事。古くも例あり。さてかの宇智山蓮城寺ハ。敏達天皇二年よ造れり。と云。國中よてハ。甚名高。日觀音なり。世諺よ本願寺第七世中興蓮如上人の母ハ。江加石山觀音の化身なりともいひ。又豊後觀音の化身なりとも云ハ。此觀音の事ありとあり。

和漢三才圖會八十卷。豊後國觀音寺在大野。本尊十一面觀音行基作。開基弘法大師とあり。豊後人曰。大野觀音と云ハ。有智山蓮城寺觀音を云なり。是國中第一の觀音なりと云也。豊鐘善鳴録五卷。叙宥嚴諱尊證云云。慶長辛亥届

豊之有智山駐錫修廢居二十四年。

太宰管内志 豊後之四





